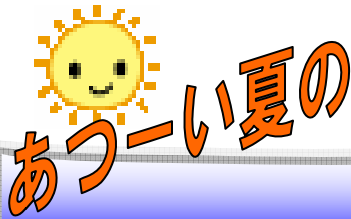


目次

- あつーい夏の省エネ対策
- 官公法の改正により定期点検が義務付け
- とってまかんたん保全業務支援システム
- かんたん節水



あつーい夏の

省エネ対策

あつーい夏が続いています。今年の夏は、「クールビズ」で冷房温度も28度に設定しみなさんそれぞれの職場で省エネに取り組まれていることと思いますが、今回、簡単にできる省エネ対策のポイントをまとめてみましたのでご紹介します。

1. 冷房時は無駄な換気はしない

空調時は一定量の外気を入れ、便所、湯沸室などで排気しています。ですから、必要以上に倉庫などで排気をすると、暖かい外気が室内に入ってきますので、冷房の効果が低減します。

2. 玄関、厨房、便所、屋上などの窓は空調時は閉める

窓を開けると、暖かい外気が室内に入ってきますので、冷房効果が低くなります。(ドア、窓に「空調時は閉める」等の表示をすることが有効です。)

3. 昼休みは照明を消灯する

昼休みは、業務をしない執務室の照明を消し、できればパソコンの電源を切る。

4. 採光にあわせ、窓際は消灯する

日があたらない窓際はブラインドを上げ、消灯する。

5. 廊下などの照明は間引きする

廊下など通行上、支障がない場合は、照明を間引きする。

6. 倉庫、便所、湯沸室など使用しない時は消灯する

便所などでは、人がいない場合は消灯するか、センサーにより点滅する照明器具に更新する。

7. 冷房運転は外気温が28℃以上で使用する

外気温が28℃以下の場合は冷房運転をしない。また、室温設定を28℃にする。

8. 日射が当たる窓はブラインドを降ろす

冷房運転中に日が当たる窓はブラインドを降ろす。



九州地区保全連絡会議日程決まる

- 9月6日(火) 宮崎地区 (宮崎市、JA会館)
- 9月7日(水) 大分地区 (大分市、大分県消費生活男女共同参画プラザ「アイネス」)
- 9月9日(金) 福岡・佐賀地区 (福岡市、第三博多借成ビル)
- 9月14日(水) 長崎地区 (長崎市、長崎厚生年金会館)
- 9月15日(木) 鹿児島地区 (鹿児島市、鹿児島合同庁舎)
- 9月16日(金) 熊本地区 (熊本市、熊本第2合同庁舎)

九州ブロック保全連絡会議が開催される

6月23日、福岡市内において、官公法、保全業務支援システムの説明を主とする会議が開催され、ブロック署等約80名が参加しました。

建築基準法及び官公法の改正により定期点検の義務付け

建築基準法の改正

背景

- ・ 近年における地震災害の頻発
- ・ 東海、東南海地震等大規模地震発生の危険性

目的

- ・ 建築物の安全性
- ・ 市街地の防災機能の確保

官公法改正の
ポイントを
解説します。

官公庁施設の建設等に関する法律「官公法」の改正事項

国の建築物について

- ・ 高度の安全性の確保
- ・ 既存ストックの有効活用

国の建築物に定期点検を義務付け

国土交通大臣が行う勧告等

保全の基準の設定、勧告

定期点検結果の報告徴収

国に点検を義務付ける建築物の範囲(政令事項)

【特殊建築物】劇場、病院、共同住宅、学校、体育館、展示場、倉庫、自動車車庫等の用途の建築物	【事務所その他これに類する用途の建築物】※1 例：中央合同庁舎、法務局、税務署等	【その他】 戸建住宅等
上記用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 〈建築基準法で義務付け〉	上記用途で一定の規模を建築基準法の政令で規定（階数が5以上かつ延べ面積が1000㎡を超えるもの） 〈建築基準法で義務付け〉	適用外
	上記用途で一定の規模（建築基準法より小規模なもの）を官公法の政令で規定（階数が2以上又は延べ面積が200㎡を超えるもの） 〈官公法で義務付け〉	
上記以外は適用外	上記以外は適用外	

※1 特殊建築物に該当するものは除く

注) 昇降機については、建築基準法12条4項により、建築物の用途・規模にかかわらず点検対象となる。

建築物に関する調査、検査、点検

一般の建築物	所有者、管理者は、定期に調査（点検）をさせて、特定行政庁に報告
国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物	国の機関の長等は、定期に一級建築士、二級建築士又は国土交通大臣が定める資格者※2に点検をさせなければならない

※2 国等については、国土交通大臣の定める資格（告示）により、当分の間、国等の建築物等の維持保全に関し、2年以上の実務経験を有する者を資格者と認める。

官公法：省令	定期の期間を規定、建築物3年以内、建築設備1年以内 (建築基準法第18条の検査済証の交付を受けた場合は1回免除)
--------	---

官公法： 国土交通省の定め	国家機関の建築物の保全に関する基準として建築物の維持すべき状態及び保全措置を規定
------------------	--

建築物点検マニュアル※3

点検に関する具体的な要領として、点検場所、点検時の留意事項等をまとめたもの

※3 要領を制定するまでの間参考とする。

とってもかんたん

保全業務支援システム

H17保全実態調査はシステムへの入力を依頼します

昨年度の保全実態調査は、各省・各庁の皆さんにフロッピーディスク内のエクセルファイルに入力のうえ郵送をお願いしていましたが、今年度からは、インターネット上で保全業務支援システムにログインし、所管する施設のデータの修正・報告を依頼します。システム内には、平成16年度に提出いただいた昨年度のデータが入っています。これらのデータを修正していただくだけで調査が完了します。今回、簡単な操作方法について、2つのポイントを説明します。

ポイント1

システムへログインする



- ① <http://www.bimms.jp/bimms-n/> を入力・検索。
- ② この画面がでたら「保全業務支援システム」をクリック。
- ③ ユーザーID、パスワードを入力します。
- ④ 契約IDを入力し、ログインします。

★ポイント
英数字の場合
は、通常、半角
大文字です。

◎インターネットに接続できれば利用可能です
◎パソコン端末
閲覧ブラウザソフト: Internet Explorer 5.5以上、
または Netscape Communicator 7.0以上
表計算ソフト: Microsoft Excel 2000以上
文書閲覧ソフト: Acrobat Reader 5.0以上

■契約IDとは?
各省庁毎に付与されたIDです。
■ユーザーIDとは?
国土交通本省と各省各庁の本省で協議のうえ付与されており、通常は、地方ブロック官署に1つのIDが付与されています。

ポイント2

施設データを検索、修正のうえ報告する

- ① 検索したい項目を入力し検索ボタンを押します。
- ② 検索された施設の年度をクリックします。
- ③ 保全実態調査表(8枚のシート)が表示されます。修正のうえ、シート毎に一時保存します。
- ④ 全て修正が終了したら報告ボタンを押します。(施設毎にこの作業を行います。)

★不明な点は、
お気軽に、お問い合わせください。
TEL: 092-476-3539
保全指導・監督室 保全指導係

省エネルギーかんたん節水



北部九州では、平成6年以来の空梅雨で、渇水が心配されました。最近になってようやく雨が降り始めましたが、水は大切な資源であることには変わりありません。ここでは、日頃から節水に心がけて頂くために、施設管理者の皆様にも簡単に出来る節水対策を紹介します。

その1 事務庁舎で多量に水を使用するのは、トイレ周りです。トイレ周りの手洗いや便器の水量調整ねじをドライバー等で回すことにより適量に調整できます。(時計回りで閉まり、反時計回りで開きます) なお、閉めすぎると洗浄水が少なくなりすぎて汚物等が流れにくくなりますので注意が必要です。

▽手洗い



▽小便器



▽大便器(FV式)



▽大便器(ロータンク式)



○ : 水量調整ねじ

その2 また、少し予算はかかりますが、トイレ使用時の擬音装置を紹介します。擬音装置とは、センサーが作動する事によりデジタル音源の流水音が流れる装置で、女性用のトイレを中心に普及してきたものです。トイレブースに設置する事により、消音のために流す洗浄水をカットできます。ある試算によれば、擬音装置を設置する事により、1つのブースにつき、年間約26,000リットル(2リットルのペットボトルで13,000本)の節水が期待できます。ちなみに予算としては、1箇所当たり1~2万円程度です。運用面でも節水を心がけ、水資源の有効活用を図りましょう。

そろそろ
シーズン?

台風の備えは万全ですか?

台風がくる前に必要な施設の点検項目と防災グッズについてピックアップしてみました。

施設の点検

- ・屋上、ルーフレインの排水状況がよいか?
- ・排水溝に泥が溜まっていないか?
- ・アンテナや機器類の固定状況はよいか?
- ・自家発電機に燃料はあるか? など

用意するもの

- ・食料、水、食器類、救急用品
- ・懐中電灯、ラジオ、ろうそく
- ・土嚢、ビニール袋、ブルーシート
- ・新聞紙、ガムテープ、ロープ、スコップ など

事務局
九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3539
FAX 092-476-3488
E-メールアドレス hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251
〒852-8024 長崎市花園町26-11
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200
〒862-0971 熊本市大江3-1-53
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21